

日本カーペット工業組合は、インドネシア政府に対して「繊維・繊維製品輸入登録・承認制（商業大臣令第77号）」及び「カーペット・敷物（Carpets and other textile floor coverings）セーフガード」が発動されたことについて強い遺憾の意を表明いたします。

当組合の組合員企業は、20年以上にわたってインドネシアとのビジネスを続けてきており、現地企業と合弁会社を設立し、インドネシアにおいて生産活動を行う企業もある等、インドネシアの経済・雇用にも大きく貢献してきました。今般の措置は、これまでのビジネス関係の継続を難しくする恐れのあるものと大変憂慮しており、以下のような事情を十分にご理解いただき、早期の措置撤廃をご検討いただけますよう、お願いいたします。

日本からインドネシアに輸出している主な製品は、タフト製カーペット（5703.20.90）及びタフト製人造繊維カーペット（5703.30.90）ですが、これらの日本の対インドネシア輸出は前年比で減少しております。また、2019年12月に施行されたインドネシア政府の輸入規制（商業大臣令第77号）によって完成品であるタイルカーペットは輸出ができない状況となっており、既に採用が決まっていた物件への納入が出来ないことが続き、インドネシア企業との代理店契約を解消せざるを得なくなった事業者もおります。

また、日本からインドネシア向けに輸出するタフト製カーペット（5703.20.90）の多くは、主にカーマットの原材料として輸出し、インドネシア国内で縫製等の加工を行っているものです。製造したカーマットは日本や第3国へ輸出されるものであり、インドネシア現地メーカーへの影響はほとんどないと認識しています。また、これまで、原材料をインドネシア国内産品に切り替えることも試みてきましたが、カーマットの納入先である日系自動車メーカーが求める物性要求が非常に高いため、これを満たすことができる製品がなく、インドネシア国内で原材料を調達することは、困難だと言わざるを得ません。

さらに、タフト製人造繊維カーペット（5703.30.90）については、日本から輸出されるタイルカーペットのうちインドネシア国内市场に供給されるものは、インドネシア国産品とは機能、価格、納入先が異なり、インドネシア国内市场において差別化、すみ分けが図られています。具体的には、オフィスで多く使われる50cm角のタイルカーペット（フリーアクセスフロア特に《二重床》に使用されている製品）は寸法安定が重要であり、歩行時にずれが生じると危険ですが、日本製タイルカーペットは高品質であり、そのような事故が起きる心配はありません。また、日本製タイルカーペットは消臭、抗菌、抗ウイルス、防ダニ、抗アレル物質など多くの機能が付加されており、残念ながらインドネシア国産品でこのような品質を満たす製品はありません。インドネシアオフィス環境の向上にも日本製タイルカーペットは重要な役割を果たしています。したがって、日本から輸出するタフト製カーペット（5703.20.90）及びタフト製人造繊維カーペット（5703.30.90）は、インドネシア产品とは全く競合していないと考えます。

今回SG措置が発動され、日本から輸出するタフト製カーペット（5703.20.90）のカーマットの原材料は、大幅なコストアップとなりました。また、先に述べた通りインドネシア国内から原材料を調達することも難しい状況では、事業者がインドネシアで事業を継続すること自体が著しく困難になります。これを回避するためには、他国への拠点移転といったサプライチェーンの再構築を余儀なくされ、インドネシアにとっても国内雇用の喪失や輸出の減少等、大きなマイナス影響が生じることとなります。事業者は、冒頭にも述べたように、現地の企業と合弁会社を設立し、20年以上友好なパートナーシップの下、二人三脚で事業を拡大してきており、現地の企業の稼働が不安定となることや雇用を心配しています。また、現地パートナー企業からも、そのような事態に陥ることは非常に残念との声を聞いております。

また、ある事業者からは、発展著しい東南アジア最大の国、インドネシアとのビジネスは特に欠かせない位置付けであり、今までにインドネシア向けのカーペットビジネスに取り組もうとしていた矢先に、このような情勢となり、ビジネスが宙に浮いてしまい非常に残念

との声も聞いています。

インドネシア政府におかれましては、このような状況をご理解いただき、「繊維・繊維製品輸入登録・承認制（商業大臣令第77号）」の撤廃、及び「カーペット・敷物（Carpets and other textile floor coverings）セーフガード」についてはインドネシア国内産品と競合していないタフト製カーペット（5703.20.90）及びタフト製人造繊維カーペット（5703.30.90）を措置の対象外としていただけますよう、再検討を強くお願ひいたします。